

議第46号

高島市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

高島市長 福井正明

---

高島市手数料徴収条例の一部を改正する条例

高島市手数料徴収条例（平成17年高島市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1個人番号カードの再交付の項を削る。

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。